

令和3年4月

納税義務者 様

令和3年度軽自動車税（種別割）の減免申請（現況届）について（ご案内）

軽自動車税（種別割）は、一定の要件を満たす場合、申請及びその審査の結果により、その年度の税額が減免されることがあります。

つきましては、軽自動車税（種別割）について「昨年度減免がされており、今年度も同一車両を所有している」人に対し、減免申請書（現況届）を送付しますので、内容記載の上、同封の返信用封筒にて郵送で申請手続きを行ってください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現況届による減免申請は郵送のみの受付に変わりました。

昨年度の情報に基づき案内を行っておりますが、車両が変わった等により、減免申請書（現況届）の記載内容に変更が生じている人は、別様式（減免申請書（新規））による申請手続きが必要となります。その際はお問合せください。

記

1. 郵送書類 ※すべての書類が揃って、減免の審査となります。

減免申請書（現況届）

この紙の裏面の記載例を参考に、もれなく記載してください。

→ 同封の返信用封筒で郵送してください。切手は不要です。

※ 記載内容に変更があった人は、別様式での申請が必要です。様式を郵送しますのでご連絡ください。

2. 郵送期限

令和3年5月24日（月） ※当日消印有効

申請期限を過ぎると減免できません。期限内に郵送で書類を提出してください。

※ 口座振替の人については、**令和3年5月19日（水）**以降に到着の場合は、5月31日（月）に引き落とされ、後日引き落とし口座に還付します。ご了承ください。

3. 注意事項

自動車税の減免を受ける場合には、軽自動車税の減免は受けられません。

審査の結果、減免とならない場合があります。

減免となった人には、後日、減免決定通知書及び納税通知書を送付します。

●今年度は、納税通知書は別便で後日郵送します。

郵送・問い合わせ先
糸島市 市民部 税務課 市民税係
〒819-1192 糸島市前原西 1-1-1
TEL 092-323-1111(代)